

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成31年4月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800646号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900002号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成23年12月19日は45万7,000円、平成24年7月26日は33万1,000円、平成25年3月30日は27万6,000円、同年7月29日は22万6,000円、同年12月19日は20万6,000円、平成26年7月29日は42万6,000円、同年12月24日は59万7,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月19日、平成24年7月26日、平成25年3月30日、同年7月29日、同年12月19日、平成26年7月29日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年12月19日、平成24年7月26日、平成25年3月30日、同年7月29日、同年12月19日、平成26年7月29日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成23年12月19日
② 平成24年7月26日
③ 平成25年3月30日
④ 平成25年7月29日
⑤ 平成25年12月19日
⑥ 平成26年7月29日
⑦ 平成26年12月24日

当初、A社における請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がなかった。その後、事業主の届出により各請求期間に係る標準賞与額が記録されたものの、これらは保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成23年分から平成26年分の賃金台帳により、請求者

は、請求期間①は45万7,000円、請求期間②は33万1,700円、請求期間③は27万6,000円、請求期間④は22万6,000円、請求期間⑤は20万6,000円、請求期間⑥は42万6,000円、請求期間⑦は59万7,000円の賞与の支払を受け、各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたと回答しており、当該賞与支払届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成30年12月13日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800647号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900003号

第1 結論

請求者のA社における平成24年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成26年6月までの標準報酬月額については、24万円から26万円、同年7月から平成27年8月までの標準報酬月額については、24万円から30万円とする。

平成24年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年9月1日から平成25年9月1日まで
② 平成25年9月1日から平成26年7月1日まで
③ 平成26年7月1日から平成27年9月1日まで

当初、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低いものであった。その後、事業主の届出により記録訂正されているものの、訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された請求者に係る平成24年分、平成25年分及び平成26年分の賃金台帳により、請求期間①及び②の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出を失念していたと回答しており、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届訂正届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成30年12月13日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 A社から提出された請求者に係る平成26年分及び平成27年分の賃金台帳により、請求期間③の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間③に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出を失念していたと回答しており、当該月額変更届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成30年12月13日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800648号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900004号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成25年7月1日から平成26年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年7月から平成26年4月までの標準報酬月額については、36万円から62万円とする。

平成25年7月から平成26年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月から平成26年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月1日から平成26年5月1日まで

当初、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低いものであった。その後、事業主の届出により記録訂正されているものの、訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎とならない記録となっているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求者に係る平成25年分及び平成26年分の賃金台帳により、請求期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から、62万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出を失念していたと回答しており、当該月額変更届を当該保険料の徴収権が時効によ

り消滅した後の平成 30 年 12 月 26 日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額 36 万円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800649号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900005号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額の記録を、平成25年3月30日は39万2,000円、同年7月29日は32万1,000円、同年12月19日は35万円に訂正することが必要である。

平成25年3月30日、同年7月29日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年3月30日、同年7月29日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社(現在は、A社)における標準賞与額の記録を、平成26年7月29日は56万1,000円、同年12月24日は72万円に訂正することが必要である。

平成26年7月29日及び同年12月24日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月29日及び同年12月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年3月30日
② 平成25年7月29日
③ 平成25年12月19日
④ 平成26年7月29日
⑤ 平成26年12月24日

当初、A社における請求期間①、②及び③並びにB社における請求期間④及び⑤について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がなかった。その後、事業主の届出により各請求期間に係る標準賞与額が記録されたものの、これらは保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。各賞与から厚生年金保険料が控除されているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社から提出された請求者に係る平成 25 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間①は 39 万 2,000 円、請求期間②は 32 万 1,000 円、請求期間③は 35 万円の賞与の支払を受け、各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたと回答しており、当該賞与支払届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 30 年 12 月 13 日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 A社から提出された請求者のB社における平成 26 年分の賃金台帳により、請求者は、請求期間④は 56 万 1,000 円、請求期間⑤は 72 万円の賞与の支払を受け、各賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により各賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社を合併したA社の事業主は、請求期間当時、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出を失念していたと回答しており、当該賞与支払届を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 30 年 12 月 13 日に年金事務所に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。